



# 宮崎県公報

平成20年9月11日(木曜日) 第2015号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 規則

- 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 1
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計課) 3

### 告示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害福祉課) 3
- 有害興行の指定……………(こども家庭課) 3
- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(3件)……………( " ) 4

### 公告

- 県営住宅の設置等の一部改正……………(建築住宅課) 5
- 大規模小売店舗の新設に関する届出(2件)…(商業支援課) 5
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………( " ) 6
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 6
- 土地改良区の定款変更の認可(2件)……………( " ) 6
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可…( " ) 6
- 県営土地改良事業の工事の完了……………( " ) 6
- 入札公告……………7

### 公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について……………8

## 規則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年九月十一日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県規則第五十六号

#### 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十一号中「

法人住民税 個人事業税 不動産取得税 ( ) 税	・ 個人事業税 ・ 自動車税 ・ 歳入歳出外現金	・ 法人事業税 ・ 法人事業税 ( ) 税
-----------------------------------	--------------------------------	-----------------------------

」を

「

法人住民税 個人事業税 ( ) 税	・ 法人事業税及び地方法人特別税 ・ 不動産取得税 ・ 自動車税 ・ 歳入歳出外現金
-------------------------	---

」に改める。

#### 別記様式第十二号中

- あなたの納められた税金等で、③の金額が納め過ぎとなり④の金額をお返しすることになりましたので通知します。  
なお、還付金額の支払について、講義振替依頼の場合は下記の口座に振り込み、それ以外は別に支払の通知をしますので確認の上お受け取り下さい。
- 納め過ぎになった金額を未納の徴収金に充当しましたので通知します。  
この場合、この通知書が領収証の代用になりますので、大切に保存してください。

※ あなたの納められた税金等で、③の金額が納め過ぎとなり④の金額をお返しすることになりましたので通知します。  
ただし、他に未納の徴収金がある場合には充当いたしますので、還付金額⑥及び充当した金額⑤をご確認ください。  
なお、差引還付金額の支払について、口座振替依頼の場合は下記の口座に振り込み、それ以外は別に支払の通知をしますので確認の上お受け取り下さい。  
※ 本通知書において、地方法人特別税の還付については、「充当」を「充当・納付」と読み替えます。

「 2 還付(充当)加算金の内訳 」を 「 2 還付加算金の内訳 」に、  
「 還付充当加算金 」を 「 還付加算金 」に、  
「 還付充当加算金(計) 」を  
「 還付加算金(計) 」に、  
「 充 当 金 額(計) 」を  
「 充 当 金 額(計) 」に改める。

### 別記様式第十四号中

「 (3) その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき。 」を  
「 (3) その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき。 」に改める。  
※ 本通知書において、地方法人特別税の還付については、「充当・納付」と読み替えます。

別記様式第二十七号中「

<input type="checkbox"/> 法人事業税
--------------------------------

」を

「

<input type="checkbox"/> 法人事業税及び地方法人特別税
---

」に改める。  
別記様式第六十四号(その一)中「

課税客体 法人住民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税及び地区税に限る
---

」を

「

課税客体 法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税、個人事業税、不動産取得税、自動車税及び地区税に限る
--

」に改める。

別記様式第四百四十五号を次のように改める。

様式第145号 (第50条、第53条の4関係)

法人県民税・事業税更正・決定 (加算金決定) 通知書

年 月 日

住 所  
〒  
法人名  
代表者氏名

県税・総務事務所長 印

法人県民税・事業税、地方法人特別税 加算金 を次のとおり 更正 (決定) したので通知します。

法人番号	事業年度又は計算期間 年 月 日～ 年 月 日	法人課税信託の名称	法人課税信託の契約期間
------	----------------------------	-----------	-------------

法人県民税・事業税、地方法人特別税の更正・決定理由	事業税申告書提出期限	年 月 日
	申告書提出年月日	年 月 日
	法人税の更正・決定 通知年月日	年 月 日

更正・決定額	課税標準額 (総額) 千円	本 県 分			均等割額 円	合 計 円
		課 税 標 準 額 千円	税 率 %	法 人 税 割 額 円		
	既に納付の確定した税額 (法人税割額は税額控除を含む。)			円	円	円
	差 引 税 額			円	円	① 円

区 分	課税標準額 (総額)	本 県 分			
		課税標準額	税 率	税 額	
事 業 税 更正・決定額	年400万円以下	千円	千円	%	円
	年400万円超年800万円以下	千円	千円	%	円
	年800万円超	千円	千円	%	円
	小 計	千円	千円	%	円
	軽減税率不適用法人	千円	千円	%	円
	清算所得又は残余財産の一部分配	千円	千円	%	円
	加 価 値 の 額	千円	千円	%	円
	資 本 金 等 の 額	千円	千円	%	円
	取 入 金 の 額	千円	千円	%	円
	合 計				円
	既に納付の確定した事業税額 (税額控除を含む。)				円
	差 引 税 額				円
		更正・決定額	円	%	円
地方法人特別税	既に納付の確定した地方法人特別税額				円
	差 引 税 額				③ 円

決定の理由	区 分	加算金対象税額 (法人事業税及び地方法人特別税)	率	決定額
	加算金 申告期限内に確定申告若しくは修正申告をしなかったこと又は更正・決定されたことによる不申告、過少申告加算金の決定。前述の場合に仮装、隠ぺいした所得等がある場合の重加算金の決定。		千円	%
		計		④ 円
		千円	%	円
		計		⑤ 円
		千円	%	円
		計		⑥ 円

指定納期限	年 月 日	納付すべき額 ①～⑥を加算	円
-------	-------	------------------	---

- (注意) 1 不足税額等については、別添の納付書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県内の県税・総務事務所で納付してください(差引税額については、法の規定により計算した金額に相当する延滞金が加算されます。)
- 2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
- 3 行政事件訴訟法に基づくこの処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する判決を経た後は、判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜修正して使用することができる。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第五十七号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中180を削り、181を180とし、182から513までを181から512までとする。

第二条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中512を517とし、17から511までを22から516までとし、22の前に次のように加える。

21 温泉採取施設等の変更の許可申請手数料

別表第一第二号中16を20とし、20の前に次のように加える。

17 ゆう出路増幅のための施設等の変更の許可申請手数料

18 温泉採取許可申請手数料

19 温泉採取許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

別表第一第二号中15を16とし、14を15とし、13の次に次のように加える。

14 掘削のための施設等の変更の許可申請手数料

附 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年十月一日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 694号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成20年9月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
あなひ町薬局	宮崎市	薬局	平成20年9月1日

宮崎県告示第 695号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成20年9月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
20年-44	映画	好きも家系 とろけて濡れる	オービー映画	平成20年9月3日
20-45	映画	母性愛の女 昼間からしたい!	新日本映像	
20-46	映画	あぶない奴ら	アップリンク	
20-47	映画	浮気相姦図 のけぞり逆愛撫	オービー映画	
20-48	映画	新日本映像ニュース ＜母性愛の女 昼間からしたい!＞	新日本映像	
20-49	映画	桃香クリニックへようこそ	アップリンク	
20-50	映画	愛人熟女 肉奴隷従縄責め	オービー映画	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 696号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年9月11日から平成20年9月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町江平字元満3362番7	旧	13.3 ~ 25.5	140.0
			地先から同	新	14.5 ~	

宮崎県知事 東国原 英 夫

			市同町江平 字境ヶ谷19 85番1地先 まで		25.5	
--	--	--	---------------------------------	--	------	--

**宮崎県告示第 697号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 9 月11日から平成20年 9 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原 延岡線	東臼杵郡門 川町大字川 内字上ノ鶴 2355番1地 先から同郡 同町同大字 同字2355番 1地先まで	旧	4.2 ～ 5.2	35.7
				新	10.2 ～ 13.2	

**宮崎県告示第 698号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 9 月11日から平成20年 9 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂 日向線	東臼杵郡門 川町大字加 草字老町田 81番1地先 から同郡同 町同大字字 岡花 130番 1地先まで	旧	16.2 ～ 68.8	316.9
				新	12.2 ～ 57.0	

**宮崎県告示第 699号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 9 月11日から平成20年 9 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月11日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字元 満3362番7 地先から同 市同町江平 字境ヶ谷19 85番1地先 まで	平成20年 9 月11日

**宮崎県告示第 700号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 9 月11日から平成20年 9 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原 延岡線	東臼杵郡門 川町大字川 内字上ノ鶴 2355番1地 先から同郡 同町同大字 同字2355番 1地先まで	平成20年 9 月11日

**宮崎県告示第 701号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 9 月11日から平成20年 9 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	東臼杵郡門 川町大字加 草字老町田 81番1地先 から同郡同 町同大字字 岡花 130番	平成20年 9 月11日

1 地先まで

## 宮崎県告示第751号

県道住宅の設置等（平成十七年宮崎県告示第四百二十五号）の1部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

表で県道南半団地の項及び県道中の丸団地の項を削る。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年9月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
D I Yホームセンターハンズマン New吉尾店 本館  
都城市吉尾町 772番地 外15筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ハンズマン 代表取締役 大藪誠司  
都城市吉尾町2080番地
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ハンズマン 代表取締役 大藪誠司  
都城市吉尾町2080番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年4月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
8,180㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 

本館東側 (No.1)	365台
建物敷地南西側 (No.3)	125台
合計	490台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 

本館北側 (No.1)	26台
本館東側 (No.2)	30台
本館東側 (No.3)	36台
本館南側 (No.4)	36台
別館北側 (No.5)	17台
合計	145台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 

本館西側 (No.1)	52.8㎡
本館東側 (No.2)	104.0㎡
合計	156.8㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 

本館建物内南側 (No.1)	17.87㎡
別館建物内西側 (No.2)	7.50㎡

合計 25.37㎡

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 

開店時刻	午前7時	閉店時刻	午後10時
------	------	------	-------
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 

本館東側駐車場	午前6時30分～午後10時30分
建物敷地南西側駐車場	午前6時30分～午後10時00分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 

本館東側駐車場北側	2箇所（出口、入口）、
本館東側駐車場東側	2箇所（出口、入口）、
本館東側駐車場南側	2箇所（出入口）、
建物敷地南西側駐車場北側	1箇所（出入口）
合計	7箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 

本館西側	午前6時～午後10時
本館東側	午前6時～午前7時
- 8 届出年月日  
平成20年8月28日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成20年9月11日から平成21年1月13日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - (2) 期間  
平成20年9月11日から平成21年1月13日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年9月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
D I Yホームセンターハンズマン New吉尾店 別館  
都城市吉尾町 808番地 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ハンズマン 代表取締役 大藪誠司  
都城市吉尾町2080番地
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ハンズマン 代表取締役 大園誠司  
都城市吉尾町2080番地

4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年 4月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,221㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数  
別館東側 (No.2) 57台  
建物敷地南西側 (No.3) 24台  
合計 81台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数  
別館東側 (No.6) 24台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積  
別館西側 (No.1) 60.0㎡  
別館東側 (No.2) 76.7㎡  
合計 136.7㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
別館建物内西側 (No.2) 24.0㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
別館東側駐車場 午前6時30分～午後10時30分  
建物敷地南西側駐車場 午前6時30分～午後10時00分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
別館東側駐車場北側 2箇所 (出入口)、  
別館東側駐車場東側 2箇所 (出口、入口)、  
建物敷地南西側駐車場北側 1箇所 (出入口)  
合計 5箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
別館西側 午前6時～午後10時  
別館東側 午前6時～午前7時

8 届出年月日  
平成20年 8月28日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、  
宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県  
税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事  
務所総務商工センター

(2) 期間  
平成20年 9月11日から平成21年 1月13日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間  
平成20年 9月11日から平成21年 1月13日まで

11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも  
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規  
定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書  
面を次のとおり縦覧に供する。  
平成20年 9月11日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
延岡ニューシティ  
延岡市旭町 2 丁目 2 番地 1

2 意見の概要  
大規模小売店舗の小売業を行う者の代表者の変更に伴う周辺地  
域の生活環境への影響については大規模小売店舗立地法第 4 条に  
定める指針を満たしているため、意見を有しない。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、  
宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県  
税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事  
務所総務商工センター

(2) 期間  
平成20年 9月11日から平成20年10月14日まで

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、  
勝岡土地改良区 (三股町) の役員の退任について次のとおり届出が  
あった。  
平成20年 9月11日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山 元 達 美	三股町大字樺山2290番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、  
宮王丸土地改良区 (国富町) から平成20年 6月 2日付けで申請のあ  
った定款の変更を認可した。  
平成20年 9月11日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、  
田野町鹿村野地区土地改良区 (宮崎市) から平成20年 6月 3日付け  
で申請のあった定款の変更を認可した。  
平成20年 9月11日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第48条第 9 項において準用  
する同法第10条第 1 項の規定により、内山土地改良区 (宮崎市) の  
土地改良事業計画 (維持管理事業) の変更を認可した。  
平成20年 9月11日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成20年9月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
河 内 東	高千穂町	農地保全整備事業	平成20年8月22日

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年9月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 交番・駐在所ネットワーク機器一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成21年2月1日から平成26年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合  
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  
ア 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種のうち、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)若しくはその他であること。  
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。  
ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。  
エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。  
オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、

第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号880-8509

電話番号0985(31)0110

イ 提出期限 平成20年10月10日(金)午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成20年9月11日から平成20年10月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成20年9月11日から平成20年10月10日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 平成20年9月26日(金)午後3時

## 7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 平成20年10月21日(火)午後1時

## 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

## 12 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Network System at Police boxes and stations, 1 set
- (2) Time limit for tender: 1:00 p.m. 21 Oct, 2008
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第21号**

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成20年 9 月11日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
空港保安警備	2 級	平成20年12月16日（火）午前 9 時30分から午後 5 時ころまで
	1 級	平成20年12月17日（水）午前 9 時30分から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 9 時から 9 時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地 1  
宮崎県建設技術センター

3 定員

30人（鹿児島県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

(2) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成20年10月27日（月）から11月 7 日（金）まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身

像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）  
オ 空港保安警備 2 級検定合格証明書の写し及び空港保安警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。）

カ 1 級検定受験資格認定書（1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物等検査に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。（1 級に限る。）

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。（1 級に限る。）

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。